

令和2年度 第1回埼玉県教科用図書選定審議会会議録

- 【日時】 令和2年4月15日(水) 9:30~11:10
- 【場所】 埼玉県県民健康センター1階 大会議室AB
- 【出席者】 委員 長井圭子 委員 宮田純生 委員 米玉利優子 委員
今野めぐみ 委員 中島礼子 委員 原田篤 委員
宿谷岩男 委員 澤田誠一 委員 小柳光春 委員
斎藤麻衣子 委員 溝上智恵子 委員 村田芳子 委員
大向隆三 委員 上野太祐 委員 葉石光一 委員
上野雅子 委員 鏡宏美 委員 関聖子 委員
- 事務局 市町村支援部義務教育指導課
八田聡史 課長 星野尚子 主幹
中 和馬 指導主事 伊藤敏郎 指導主事
関 泰伸 指導主事
県立学校部特別支援教育課
竹井彰彦 課長 内川雄介 指導主事
- 【欠席者】 委員 佐藤寿恵 委員 福嶋慶治 委員

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱・任命
- 3 関口市町村支援部長挨拶
- 4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介
- 5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）
- 6 役員選出
会長に小柳光春委員、副会長に長井圭子委員を選出する。
- 7 諮 問
 - 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
 - 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、小柳光春会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の宮田委員、2号委員の宿谷委員に
願います。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度の選定審議会は、今回を含め2回開催の予定である。本日の第1回
審議会は、はじめに、先ほど県教育委員会から諮問させていただいた内容の
うち、「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について
行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」御審議いただく。本年度
は中学校各教科の検定済教科書の採択がある。県が市町村教育委員会等に対
して行う指導、助言又は援助の基本的考え方について御審議いただきたい。

その後、「2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本
的考え方について」御審議いただく。本年度は、県立伊奈学園中学校の各教
科の採択がある。また、県立特別支援学校小学部で一般図書の採択、中学部
で検定済教科書と一般図書の採択がある。そのための基本的考え方について、
御審議いただきたい。

そして本日の最後に、第1次答申をいただきたいと考えている。

なお、次回5月に予定している第2回審議会では、県教育委員会から諮問
させていただいた内容「1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図
書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」のうち、
教科書を調査研究した参考資料について御審議いただきたいと考えている。

会 長 審議会の進め方について何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 続いて、本日協議する諮問事項について事務局から説明願いたい。

事務局 本日御審議いただきたい内容の1点目は、「市町村の教育委員会等が教科用
図書を採択するに当たって県教育委員会が行う指導、助言又は援助の基本的
考え方について」である。指導、助言又は援助を行うに当たっての「1 全般
的事項」「2 資料の作成」「3 その他」について御審議をお願いしたい。

本日御審議いただきたい内容の2点目は、「県立義務教育諸学校において使用
する教科用図書の採択の基本的考え方について」である。採択に当たって
の「1 基本的な態度」「2 基本となる条件」「3 調査研究の観点」について御
審議をお願いしたい。

会 長 審議事項について説明があったが、何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 まず、「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村の教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条1項にあるように、県は市町村等に対し毎年「採択基準」を通知し、市町村等の行う採択について指導、助言又は援助を行う。

昨年度、市町村等に通知した採択基準は資料に示してあり、本年度も作成していく予定である。

また、採択基準の通知を作成する際の基本的考え方を示した。はじめに「1 全般的事項」は、公正かつ適正な採択が行われるように採択基準の通知を作成する際に留意していることである。

まず「1 全般的事項」について審議を願いたい。なお、ガイドラインについても教科書採択の公正性・透明性を高めるために周知徹底が必要であるため「全般的事項(4)」に示してある。

会 長 それでは審議に入る。全般的事項について説明があったが、意見はあるか。

委 員 (4)「【ガイドライン】の周知徹底」とあるが、現在も問題等が起こっているのか。

事務局 御承知のとおり平成27年度に教科書発行者との不適切なかかわりが発覚した。そこで、ガイドラインを作成し、質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために平成28年度から毎年度通知している。

本年度の中学校の教科書採択の後は、令和5年度の小学校の採択まで期間があくことから、教科書採択の公正性・透明性確保のため、今後もガイドラインの周知徹底を行うことが重要であると考えている。現在、問題等は起こっていないが、周知徹底が必要と考えている。

会 長 次に「2 資料の作成」について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は中学校で4年間使用する各教科の検定済教科書の採択がある。

その際、県として調査研究を行い、市町村教育委員会等の採択の参考となる資料を作成することになる。

はじめに、次第のある冊子の7ページ、今年度中学校各教科の教科書の調査研究をまとめる様式の案である。中学校においての、各観点、各教科の新学習指導要領と検定基準等を基に立てている。現在、教科書の見本本がまだ届いていないため、実際の教科書の中身は分からない。調査研究を進める

中で、多少の変更もあるかもしれないが、この様式で進めたいと考えている。
1つ目として、この各教科の調査研究をまとめる様式について、御審議いただきたい。

会 長 質問はあるか。

委 員 本年度採択される中学校の教科書は、昨年度のように1年間使用するものではなく、今後4年間使用するものであり、局長通知にもあるように採択権者の判断と責任において、綿密な調査研究を踏まえた上で採択が行われることが大切であるとする。

綿密な調査研究を踏まえて採択が行われることを考えると、市町村教育委員会等の一般的な指針となるよう公正な視点を踏まえながら調査研究をしていただきたい。

会 長 他に意見はないか。

(特になし)

会 長 次に、「3 その他」について、事務局から説明願いたい。

事務局 「3 その他」では、(1)で静ひつな採択環境の確保について、(2)で会議の公開・議事録の公表について、(3)で調査研究に広い視野からの意見を踏まえることについて言及している。

このことは、文部科学省の通知でも言及されている。

「静ひつな環境」については、外部からの働き掛けに左右されない、「毅然とした対応を取る」と示されている。

「会議の公開・議事録の公表」については、ガイドラインにも盛り込んでいる内容を示している。

「広い視点からの意見の反映」については、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実といった点が示されている。

県教育委員会としては、文部科学省の通知やガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導、助言又は援助を行っていきたいと考えている。

この点について、御審議願いたい。

会 長 審議に入る。意見や質問はないか。

会 長 (2)にある会議の公開についてだが、県内の状況を説明いただきたい。

事務局 県内における「会議の公開」については、これまでの働き掛けもあり、全て非公開の市町村はなくなった。しかし、静ひつな環境確保などの理由により一部非公開の市町村や採択地区もある。県教育委員会としては、文部科学

省通知にあるように透明性を確保し、教科書採択への疑念を生じさせないよう各市町村教育委員会等へ今後も働き掛けていく必要があると考えている。

会 長 他にあるか。

委 員 (3)にある「調査研究」についてだが、文部科学省通知では、「調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。」とある。

採択権者の判断に資するために資料を作成するので、当然のことだが、これまで同様、しっかりと資料づくりをしなければならないと感じた。

事務局への質問になるが、同じ文中に「その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること」とある。県内の採択地区や県立学校の教科書採択において、保護者の意見を踏まえ、調査研究の充実に努めるためにどのような取り組みがある。

事務局 各採択地区では、教科書展示会におけるアンケートの活用や、保護者を選定委員会等の委員として、意見を伺っている地区もある。また、県立学校においては、学校長を通して、保護者が生徒たちにとってどのような教科書を望んでいるか等の意見を聞き取るなど、調査研究の充実に努めている。

会 長 よろしいか。

委 員 よい。

会 長 他にあるか。

委 員 これまでの話をまとめると、(3)の調査研究においては、より広い視野からの意見を反映させながら、採択権者の判断に資するための資料を作るが、その資料に拘束力はなく、あくまでも参考資料であると考えている。採択は採択権者の判断と責任において行われるものであり、「調査資料がこうであるから、このように決める。」というのではなく、様々な意見や資料を踏まえ、最後は採択権者が決めることが責任を果たすことだと考える。

したがって、調査研究に広い視野からの意見を反映させることは大切だが、調査資料は、参考であり、「基本的考え方 1 全般的事項の(1)」にあるとおり、採択権者の判断と責任のもと、採択を行うことが重要と考える。

会 長 皆様の話をお伺いすると、中学校については、新しい教科書のため検定基準や新学習指導要領に基づいた観点により公正に調査研究することが大切であると考える。ぜひ、市町村教育委員会等の一般的な指針となるような調査を進めていただきたい。

他にはどうか。他に無いようであれば休憩とする。

【休 憩】

会 長 次に諮問事項２ 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の基本的考え方について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度は、県立伊奈学園中学校の各教科の採択がある。また、県立特別支援学校小学部で一般図書の採択、中学部で各教科と一般図書の採択がある。このことから、県立義務教育諸学校における採択の基本的考え方について、御審議をお願いするものである。

具体的には、「１ 基本的な態度」にあるように、法令、県の教育振興基本計画、大綱などを踏まえて採択することや、障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について。

また、「２ 基本となる条件」にあるように、学習指導を進める点で効果的かどうか、児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について。

さらに、「３ 調査研究の観点」にあるように、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などについて。

こうした基本的な考え方について、御審議願いたい。

続いて、各特別支援学校の現状について説明する。

事務局 本年度、特別支援学校の教科用図書においては、中学部の検定済み教科書の採択と毎年行われる小学部及び中学部の一般図書の採択がある。

特別支援学校に通う児童生徒は、障害の状況に応じて使用する教科書も多種多様であり、「１ 基本的な態度」(２)にあるとおり、児童生徒の実態に即した教科用図書を採択することが重要となる。

特別支援学校で使用する教科用図書は、大きく３種類ある。１つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用されている。

本年度は４年間使用する中学校各教科の採択がある。

２つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書がある。著作教科書は星印本とも呼ばれ、☆１から☆４までである。

３つ目は学校教育法附則９条の規定による教科用図書で、これは一般図書と呼ばれ、絵本や図鑑などがこれにあたり毎年度採択がある。知的障害が重い児童生徒が使用している。このほかに視覚障害のある児童生徒が使用する拡大教科書も含まれている。

さらに、「２ 基本となる条件」(１)にあるとおり、組織・配列・分量についての部分では、写真や図表などで視覚的に分かりやすく説明されているなど、子供が見て分かる、読んで分かるといった面で教科書として適切かどうかという部分が重要である。たとえば、肢体不自由の子で脳性まひがある場合、部位や広がりによって運動障害のほかに視覚障害や空間認知の障害があるなど、状況は様々である。例えば、ページをめくることが困難なことも多いため、見開き１ページに内容がまとまって載っていること、また、視点が定まらず、一か所を注視したり、まっすぐに読んだりすることが難しいこともあるため、学習の要点が大きな文字で分かりやすく示してあることなど、

視覚的な配慮がなされているか、さらに情報量が適切であるかも重要になる。

障害の種別によって、それぞれ特性があり、このような点が、児童生徒の実態に即したということの一例として考えていただきたい。

会 長 審議に入る。意見・質問はないか。

委 員 「1 基本的な態度」の(2)に「学校の特色や児童の生徒の実態に即した」とあるが、実際に教科書を使用するのは学校の子供たちなので、大切なことだと思う。

そこで、県立学校では、「学校の特色や児童生徒の実態に即す」とは、具体的にはどのようなことか伺いたい。

事務局 県立伊奈学園中学校については、中高一貫教育による6年間を見据えた教育課程を編成しているという学校の特色がある。また、入学選考を経た生徒が使用することも踏まえ教科書の採択を行っている。

会 長 中高一貫教育は県立では、伊奈学園中学校だけである。他にはどうか。

委 員 先ほどの事務局の説明を聞いて、本校の児童生徒の様子を思い浮かべた。「1 基本的な態度」の(3)に「児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択する」とあるが、特別支援学校の場合には、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズを考慮することが重要であり、これまで同様、大切にしていきたい。

会 長 感想ということでよいか。

委 員 よい。

会 長 他にあるか。

会 長 では、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申案を作成する。

【休 憩】

会 長 第1次の答申の案を示す。本日の諮問事項に対し、委員から出た意見を踏まえて作成した。質問や意見はないか。

(特になし)

会 長 この案を第1次の答申としてよいか。

(委員異議なし)

会 長 それでは、この案を第1次の答申として決定する。
 委員の協力により円滑に議事を進行できた。慎重審議に感謝する。以上で
 本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申 会長から義務教育指導課長に第1次答申を手交

10 その他

11 閉 会